

第13条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自己又は自己の代理若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特種知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第14条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条(契約期間)

この契約は、有効期間を契約締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。但し、契約期間中であっても、取引実績が無く3年を経過した場合、本契約を無効とする。この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名捺印のうえ甲が本書1通を保有し、乙はこの写しを保有するものとする。

平成 年 月 日

排出事業者(甲) 〒() Tel()

住所

会社名または氏名

代表者

処理業者(乙)

住所 京都市伏見区横大路千両松町126番地

氏名 株式会社 京都環境保全公社

代表者 代表取締役 鍋谷 剛

[伏見1様式]

【得意先コードNO

】



産業廃棄物処理委託契約書

(下記契約区分のうちいずれか1つ該当する数字を○で囲んでください。)

- *契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の処分を乙に委託する。
2 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

第1条(法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業範囲: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

[特管]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業範囲: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

◎処分に関する事業範囲

[産廃]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業区分: 許可証のとおり
産業廃棄物の種類: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

[特管]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業区分: 許可証のとおり
産業廃棄物の種類: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量、処分単価及び処分方法は、次のとおりとする。

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

Table with 4 columns: 産業廃棄物の種類, 予定数量, 処分単価, 処分方法. Rows 1-7 with various disposal methods like 破碎, 選別, 焼却, etc.

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物: 無

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：許可証のとおり
所在地：許可証のとおり
処分の方法：許可証のとおり
施設の処理能力：許可証のとおり

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を別紙『最終処分先一覧表』のとおりとする。

6. (搬入業者、収集・運搬過程における積替保管)

(1) 第2条第2項の産業廃棄物の搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

甲が自ら行う 収集運搬許可業者が行う

氏名：
住所：
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の範囲：
許可の条件：
許可番号：

(2) 積替保管 積替・保管を行う 積替・保管を行わない

Table with 3 columns: 積替・保管場所の所在地, 他の産業廃棄物との混合, 積替・保管場所の所在地. Includes details for Kyoto and Osaka locations.

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、乙に提供する。

Table with 4 columns: 性状, 荷姿, 取り扱い上の注意事項, 含有マークの有無. Includes checkboxes for various conditions.

- 2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物の manifests の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し manifests の記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることにする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

Table with 5 columns: 産業廃棄物の種類, 燃え殻, 無機性汚泥, 鉱さい, ばいじん. Includes frequency of submission.

第4条(甲乙の責任範囲)

- 1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じた manifests B2、B4、B6票又は、電子 manifests の運搬終了報告で、処分業務については manifests D票、E票又は、電子 manifests の処分終了報告で代えることができる。

第8条(業務の一時停止)

- 1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条(手数料・消費税・支払い)

- 1. 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する委託手数料については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相応になったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処理業務についての消費税及び産業廃棄物税は甲が負担する。
4. 甲は産業廃棄物を搬入の都度、乙へ現金にて支払うものとする。

第10条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条(機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第12条(契約の解除)

- 1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。